

行政処分一覧表

(平成20年度)

業者名	処分通知日	許可の内容	処分内容	条文	処分の理由	備考	処分者
㈱サンショー	H20. 4. 18	産廃処理施設	許可取消	第15条の3第1項	同社が上記産業廃棄物処理施設設置許可取得にあたって提出した設置許可申請書には、法施行規則第11条第6項第6号で定められた「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類」の一部として、金融機関の融資見込証明書(以下、「融資見込証明書」という。)が添付されていたが、当該金融機関に融資見込証明書の発行状況の確認を行ったところ、発行していないとの回答があり、この融資見込証明書が虚偽であることが判明した。 以上の事実により、法第15条の3第1項第3号前段で規定する「不正の手段により第15条第1項の許可を受けたとき」に該当したため。		県南
㈱オノデラ	H20. 8. 19	産廃収集運搬	許可取消	第14条の3の2	同社は、平成20年7月11日付けで宮城県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受け、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ニ。許可取消日から5年を経過しない者)に該当するため。		本庁
㈱永川組	H20. 8. 19	産廃収集運搬	許可取消	第14条の3の2	同社は、平成20年7月4日付けで横浜市長から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業の各許可の取消処分を受け、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ニ。許可取消日から5年を経過しない者)に該当するため。		本庁
㈱エム・エス・ケー	H20. 12. 11	産廃収集運搬	許可取消	第14条の3の2	同社は、平成20年5月7日及び8日に二本松市馬場平162番1所在の空き地に木くず等の産業廃棄物7.08トンを投棄したことにより、同年9月22日に福島地方裁判所より法第16条(投棄禁止)違反の罪で罰金150万円の刑が言い渡され、同年10月7日に刑が確定した。 このことにより、同社は法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ハ)の欠格要件に該当するため。		県北
富岡興業㈱	H21. 3. 3	産廃処分業 特管処分業	事業停止 10日間	法14条の3(第14条の6で準用する場合を含む)	同社が設置している産業廃棄物管理型最終処分場において、浸出液処理設備で処理していない保有水等であって、かつ、その水質が排水基準に適合していないものを放流した事実が確認された。 当該行為は法第15条の2の2(産業廃棄物処理施設維持管理基準)違反であり、法第14条の3第1号(法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当するため。		本庁
㈱とくら	H21. 3. 12	産廃収集運搬	許可取消	法14条の3の2	同社は、平成20年12月26日付けで宮城県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消処分を受け、法第14条の3の2第1項第1号に規定する法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号ニ。許可取消日から5年を経過しない者)に該当するため。		本庁
富岡興業㈱	H21. 3. 17	産廃処理施設	改善命令	第15条の2の6	同社が設置している産業廃棄物管理型最終処分場において、埋立土えん堤から保有水等が浸み出し、法面の一部が崩壊していることが確認され、法第15条の2の2に規定する技術上の基準に適合していないと認められたため。		県北